

# 下請振興法の「振興基準」とは？

- 親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。
- 下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して  
製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。



## ■ 主な内容

### 1. 親事業者と下請事業者は共存共栄で！

親事業者は、生産性向上に努力する下請事業者への訪問や面談を欠かさずに。

### 2. 発注内容は明確にしましょう！

- ◆ 親事業者は、継続的に取引を行う下請事業者に対し、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- ◆ 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮する。
- ◆ 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。

### 3. 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、  
経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆) 等



## 4. 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。



## 5. 金型・木型の保管コストは親事業者が負担を！



- ◆ 金型などの保管は、双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定める。
- ◆ 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

## 6. 支払いは現金で！ 手形の場合は親事業者が割引料の負担を！

- ◆ 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ◆ 手形などによる場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。
- ◆ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。



## 7. 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力を！

- ◆ 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- ◆ 業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成30年4月末時点での自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送、建設、機械製造、流通、警備、放送コンテンツの12業種30団体が自主行動計画を策定・公表。

# 下請かけこみ寺

中小企業  
の皆さん

## 取引上の悩み を抱えていませんか？

~~下請かけこみ寺にて相談ください！~~



「下請かけこみ寺」では、中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付けています。

問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。悩んだらここに相談を！

お近くの「下請かけこみ寺」につながります

0120-418-618

携帯OK

中小企業庁委託事業（公財）全国中小企業取引振興協会

下請かけこみ寺

相談  
無料  
全国  
48か所

税理士  
監査  
匿名相談  
可能

お近くの「下請かけこみ寺」に  
つながります

0120-418-618

（受付時間）平日9:00～12:00 13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）電話番号03-5735-0000までお問い合わせ下さい。

「下請かけこみ寺」の詳細や、  
メールでwebによる相談申込み

下請かけこみ寺

Q 検索

無料相談（相談員・弁護士）

価格交渉サポート

- ①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。

- ②長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

- ③お客様からキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。



### 調停による紛争解決手続(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます

エネルギー価格  
から、今月の高騰分を  
転嫁しないと、経営努力をしても赤字です。



価格交渉力アップを支援します！  
セミナー・個別相談を受付けています！

価格交渉サポート相談室  
0120-735-888

取引条件の改善を支援しています！

# 中小企業をイジめる取引は見逃しません!

下請Gメン

中小企業  
の皆さん

## 下請取引で お困りごとはありませんか?

下請 Gメンがお話を伺います

### 1. 親事業者側に取組を促します!

取引実態や業界の商慣行など、伺った話は秘密を守りつつ、親事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を促します。

### 2. ルールづくりにも反映していきます!

伺ったご意見を集約し、基準改正などにつつなげます。

これまでに、以下のような声を政府の基準改正に反映してきました。

例えば…

① 「発注単価(は〇%減らす)など  
一方的に価格を引き下げられる。

「中小企業庁」では、下請Gメンを配置して全国の中小企業のみなさまからお話を伺っています。  
下請取引の実態について情報をご提供いただけの方は、下記連絡先に「ヒアリング希望」とお伝えください。

② 金型の返却や保管料負担を  
申し入れても、応じてくれない。



③ 光熱費、原材料費などが上ががっても、  
値上げを認めてくれない。  
④ 手形による支払いが多く、  
その割引料も加味してもらえない。

「下請Gメン」によるヒアリングのご要望は

03-3501-1669

中小企業庁 下請Gメン(取引課 取引調査班)

下請Gメンによる訪問調査



03-3501-1669

下請Gメン

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm

下請Gメン

秘密  
厳守

Gメン

03-3501-1669

Q 検索

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm

中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお話を伺います。